

投資協定の現状と今後の進め方

全体の構成

I. 日本の投資協定(含EPA投資章)

1. 投資協定への取組みの必要性
2. 日本が締結した投資協定
3. 日本の投資協定戦略

II. 各国の対応

1. 投資協定に基づく仲裁の増加
2. 先進国の動き
3. BIT締結に慎重な国の動き

III. 我が国独自の取り組み～ビジネス環境整備委員会～

1. ビジネス環境整備委員会の基本コンセプト
2. メキシコ、マレーシアにおける成果

IV. 結論

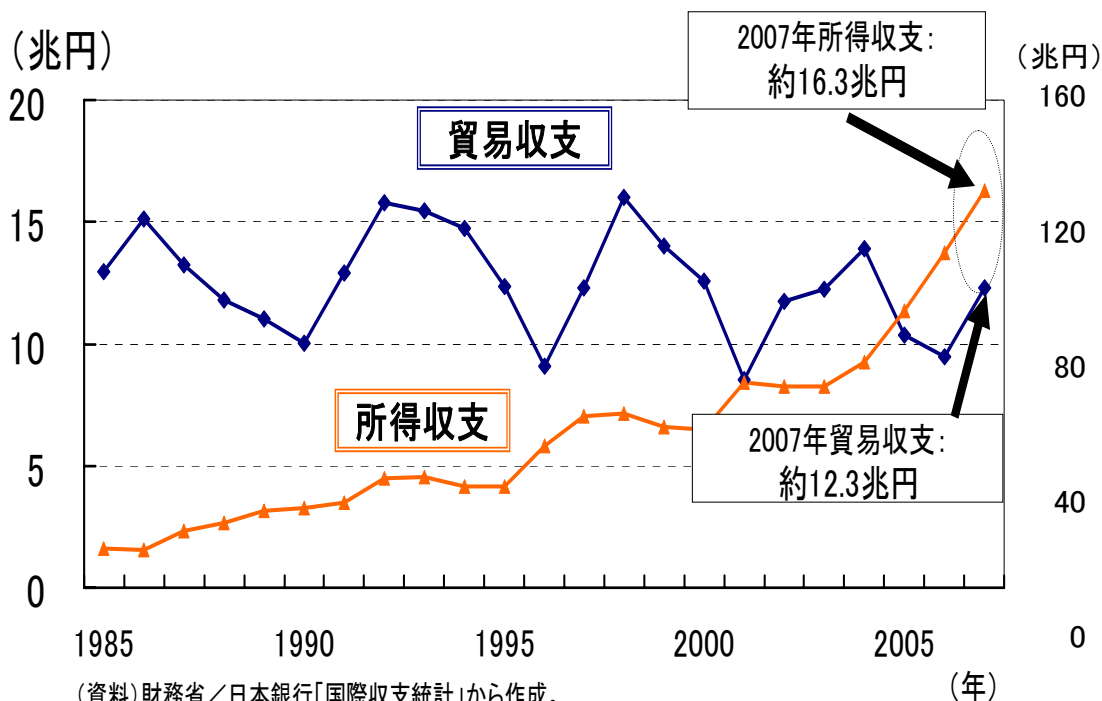
I. 日本の投資協定（含EPA投資章）

1. 投資協定への取組みの必要性
2. 日本が締結した投資協定
3. 日本の投資協定戦略

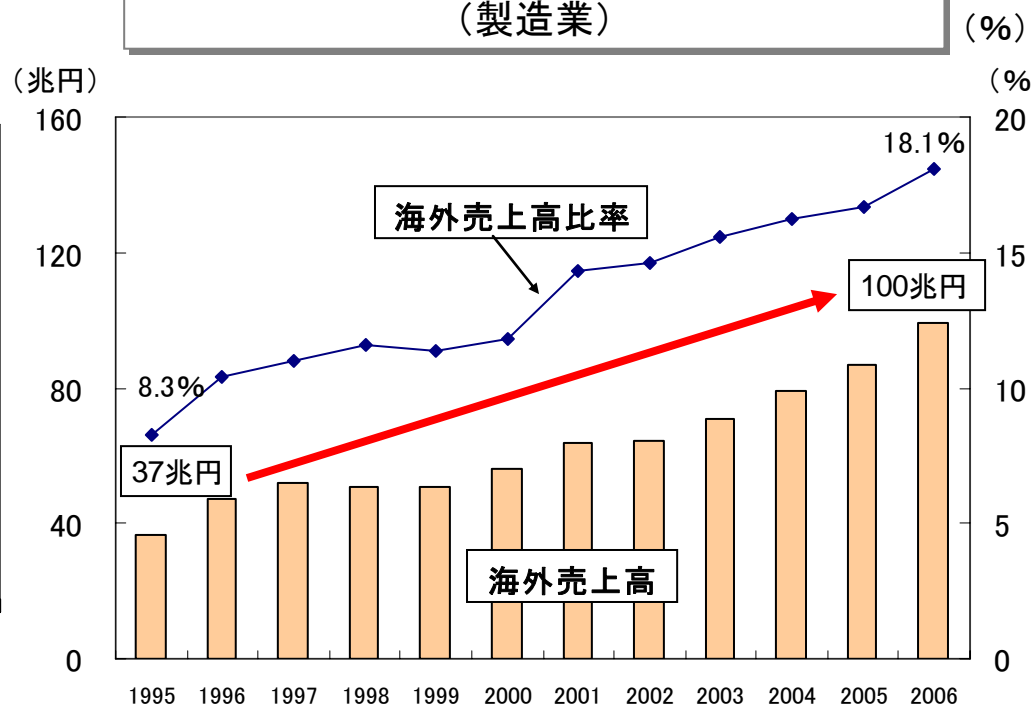
I.1. 投資協定への取組みの必要性

- ・2005年以降、3年連続で所得収支が貿易収支を上回る。
- ・海外の日系海外現地法人による売上は製造業分野で約80兆円に達している。

我が国の貿易収支と所得収支の推移



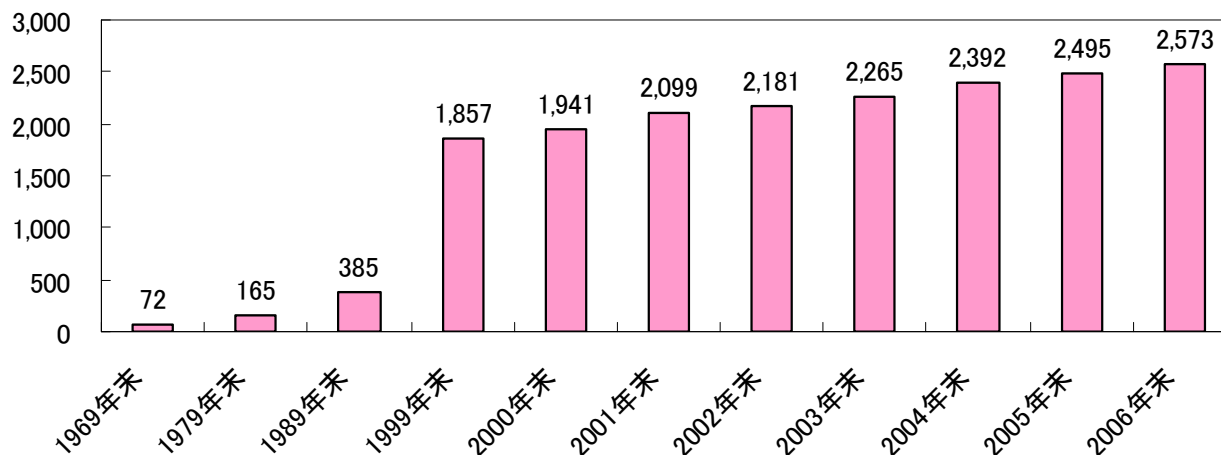
現地法人の海外売上高と海外売上比率の推移 (製造業)



投資で稼ぐ時代へ

- 世界の二国間投資協定数は1989年末に385であったが、90年代に急増し、2006年末現在で2573存在する。
- ドイツ、中国、イギリス、フランス等が100前後の投資協定を締結するなか、日本の協定は21のみ(13の投資協定と8の経済連携協定)。

世界の二国間投資協定の数の推移



主要国の二国間投資協定の締結状況 (2007年6月現在)

国名	投資協定署名数
ドイツ	135
中国	119
スイス	114
英国	103

国名	投資協定署名数
イタリア、エジプト	100
フランス	98
米国	46
日本	21

資料：UNCTAD “Recent developments in international investment agreements (2006–Jun. 2007)”

UNCTAD “database on BITs”

注：日本はBITと投資章を含むEPAの合計数
2008年1月現在

I.2. 日本が締結した投資協定

- ・ 近年の日本の協定は外資参入規制への規律(=投資自由化)も含む
 - ー BIT: 韓国、ベトナム、カンボジア、ラオス
 - ー すべてのFTA(アセアン6カ国、メキシコ、チリ)

(1) 伝統的な投資保護協定

相手国	署名日	発効日
1 エジプト	1977年1月28日	1978年1月14日
2 スリランカ	1982年3月1日	1982年8月4日
3 中国	1988年8月2日	1989年5月14日
4 トルコ	1992年2月12日	1993年3月12日
5 香港	1997年5月15日	1997年6月18日
6 パキスタン	1998年3月10日	2002年5月29日
7 バングラデシュ	1998年11月10日	1999年8月25日
8 ロシア	1998年11月13日	2000年5月27日
9 モンゴル	2001年2月15日	2002年3月24日

(2) 近年の投資協定(外資参入規制への規律を含む)

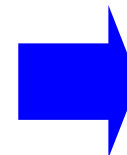
10 韓国	2002年3月22日	2003年1月1日
11 ベトナム	2003年11月14日	2004年12月19日
12 カンボジア	2007年6月14日	2008年7月31日
13 ラオス	2008年1月16日	2008年8月3日

(3) 経済連携協定(投資章を含む)

1 シンガポール	2002年1月13日	2002年11月30日
2 メキシコ	2004年9月17日	2005年4月1日
3 マレーシア	2005年12月13日	2006年7月13日
4 フィリピン	2006年9月9日	(発効日未定)
5 チリ	2007年3月27日	2007年9月3日
6 タイ	2007年4月3日	2007年11月1日
7 ブルネイ	2007年6月18日	2008年7月31日
8 インドネシア	2007年8月20日	2008年7月1日

○国際環境の変化

- 投資先の多様化(中東欧、南米、中東、アフリカ)
- 投資協定の急増(90年以降で7倍に)
- 資源・エネルギーを巡る国際競争の激化



海外進出企業の支援・保護が求められる

○日本政府の姿勢

上記の状況を踏まえ、政府としても積極的な取組を行う方針を示している。

- ・経済産業省 「経済成長戦略大綱(改定)」(2008年6月)
- ・外務省 「二国間投資協定の戦略的活用について」(同上)

経済財政改革の基本方針2008

二国間投資協定について、実際のニーズにこたえて迅速かつ柔軟に交渉を進めていくとともに、相手国・地域をより戦略的な優先順で検討していく。

- ・ 法令が頻繁に変更される、透明性が低いなど、投資環境不安がある国で次に掲げるもの
 - (1) 日本からの一定の投資ストックが存在または今後の成長・潜在的投資が見込まれる国
 - (2) 中東の石油・天然ガス産出国、レアメタル産出国など、資源国
 - (3) 南米、アフリカなど、地域の進出拠点となる国
- ・ また、相手国が極めて積極的であるなど、質の高い協定を少ない交渉コストで締結可能であると見込める国
- ・ 加えて、産業界からの要望が交渉開始の重要な判断材料となる

現在進行中の投資協定交渉

1. スイス、インド、豪州：EPA投資章として交渉中
2. 日中韓投資協定交渉：交渉中。既に日中BIT、日韓BITは存在
3. サウジアラビア、ウズベキスタン、ペルー：BIT交渉中
4. その他候補国：カザフスタン、中東諸国、南アフリカ、コロンビア、中東欧諸国等

Ⅱ. 各国の対応

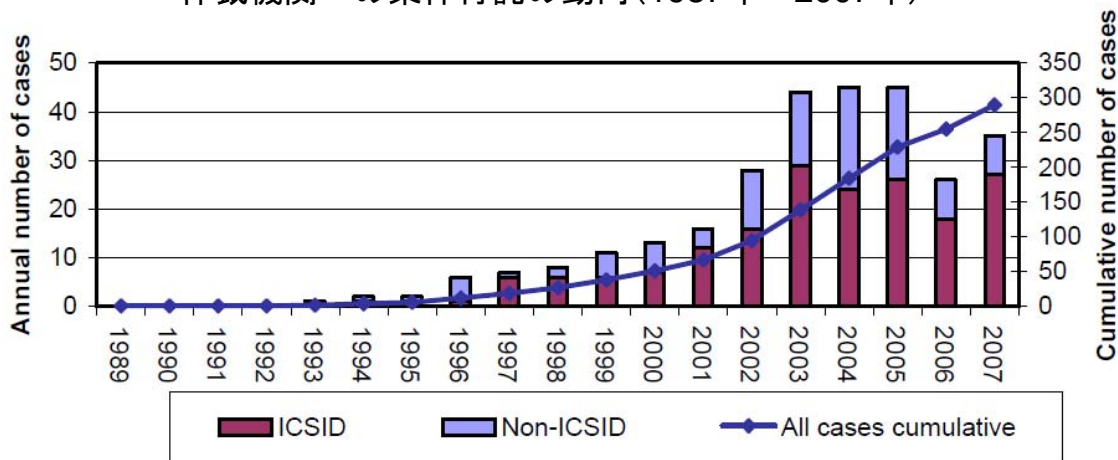
1. 投資協定に基づく仲裁の増加
2. 先進国の動き
3. BIT締結に慎重な国の動き

II.1. 投資協定に基づく仲裁の増加

- 国際投資協定に基づく投資家対国家の投資仲裁件数は2007年末までに290件。そのうち3分の2以上が2002年以降に附託されたもの。
- 他方、我が国が活用した案件は海外子会社が活用した1件のみ。

過去に提起された「投資家対国家」紛争案件のうち、最も多く「被提訴国」となったのは、アルゼンチン(46件)で、次にメキシコ(18件)、チェコ共和国(14件)、米国(12件)、カナダ(12件)と続く。

仲裁機関への案件付託の動向(1987年～2007年)



出典: UNCTAD
 Latest Developments in Investor-State Dispute Settlement
 IIA MONITOR No. 1 (2008) UNCTAD/WEB/ITE/IIA/2008/3

被提訴国となった回数(～2007年12月)

被提訴国	件数
アルゼンチン	46
メキシコ	18
チェコ	14
アメリカ	12
カナダ	12
エクアドル	9
インド	9
ポーランド	9
エジプト	8
ルーマニア	8
ロシア	8
ウクライナ	7
ベネズエラ	7
トルコ	6
ハンガリー	5

Ⅱ.2. 先進国の動き

(1) 米国

- ・米国は本年2月、ルワンダとの間のBITに署名。2000年以降に米国が署名したBITとしてはウルグアイ(2005年)に次いで2つ目。
- ・昨年大統領輸出評議会(PEC)がBRICs諸国とのBITを大統領に要望。
- ・伯、露との交渉は難航が予想される中、印との交渉は最も早く進む可能性。
- ・中国とは本年6月に、投資協定交渉の開始に合意。

(2) EU

- ・EUにおいて、投資保護協定の締結は各加盟国の権限であり、域外の投資市場の自由化はECの権限。
- ・現在加盟各国において批准作業中のリスボン条約下においては、投資保護部分についてもECが権限を有することになるとの見方もあり、その動向を注視する必要。

II.3. BIT締結へ慎重な国の動き

(1) パキスタン

パキスタン法務長官(Attorney General)によるICSID主催の仲裁シンポジウムでの講演における発言(2006年秋)

→各国政府に対して、BIT締結には慎重を期するよう呼びかけ。

(2) ボリビア

ICSIDから脱退する旨の通知を2007年5月1日付で世銀総裁に送付。

(3) ブラジル

1994年から1999年にかけて14のBITに署名したが、議会の反対により、1つとして批准せず。

Ⅲ. ビジネス環境整備委員会の取り組み

1. ビジネス環境整備委員会の基本コンセプト
2. メキシコ、マレーシアにおける成果

Ⅲ. 1. ビジネス環境整備委員会の基本コンセプト

企業が抱える問題点を国際約束に基づく枠組みにおいて訴え、改善を求めるもの。

・我が国の経済連携協定(EPA)等に基づき設置された、ビジネス環境の整備・改善に向けた議論の場。両国政府代表者に加え、民間企業代表者も参加(招請による)。

・相手国進出企業を始めとする日本企業が抱えるビジネス上の様々な問題点(産業インフラの整備、行政手続の簡素化・円滑化、治安の向上、知的財産権の保護等)について、相手国政府関係者と直接議論することが可能。

・以下のEPAに設置。

日メキシコEPA(2005年4月発効)、日マレーシアEPA(2006年7月発効)、日チリEPA(2007年9月発効)、日タイEPA(2007年11月発効)、日インドネシアEPA(2008年7月発効)

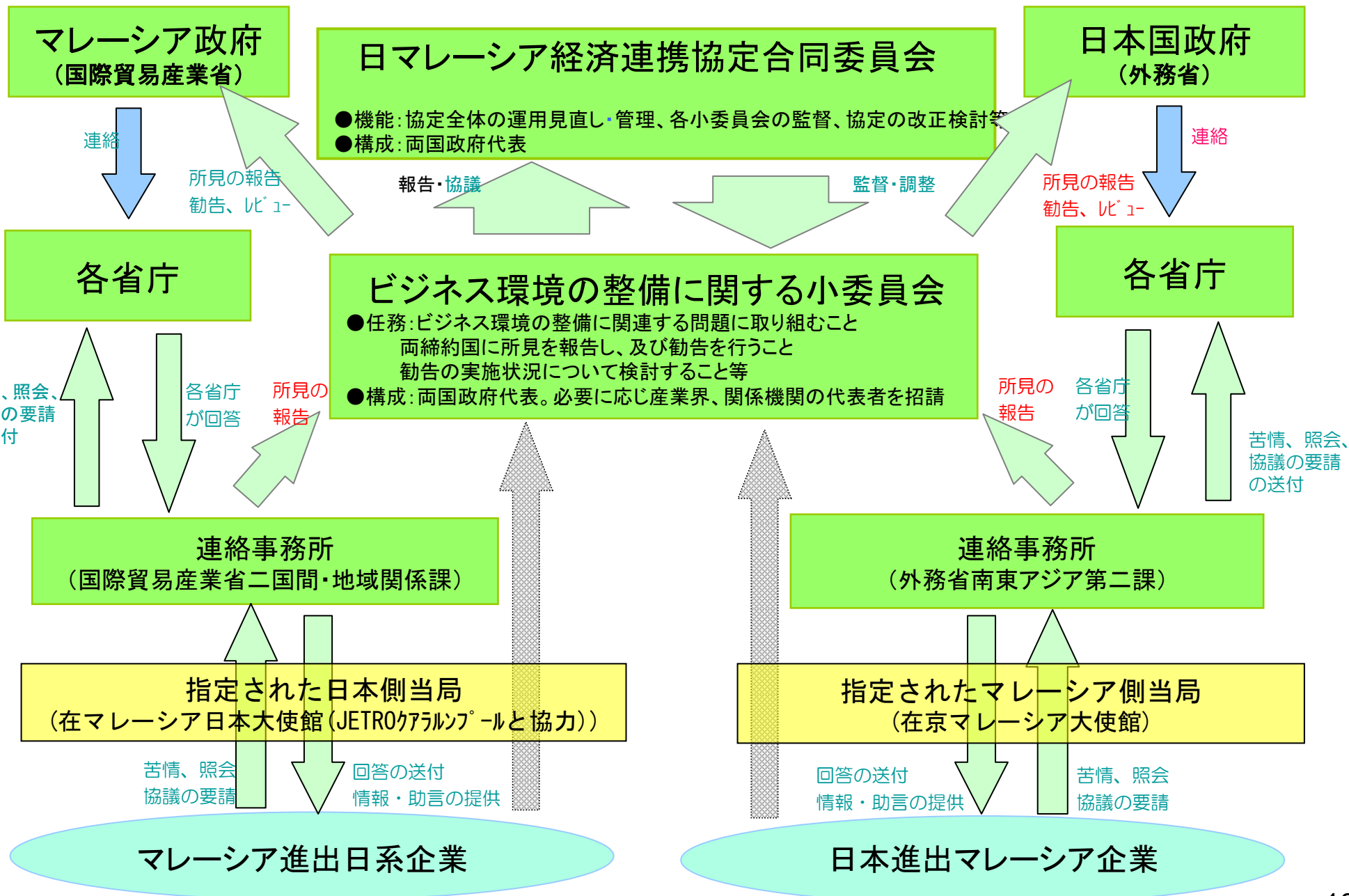
※以下、未発効のEPA

日フィリピンEPA(2006年9月署名)、日ブルネイEPA(2007年6月署名)

- ・同委員会には、相手国政府のみならず、協議事項に携わる関係者も一堂に会すことが可能。
- ・1社で提起しにくい問題や、業界全体、若しくは進出企業全体の問題などを、とりまとめて提起することも可能。
- ・当該国政府は、同委員会を通じて挙げられた要請に対して適切な対応をとることが求められる。
- ・相手国政府の担当窓口がわからない・複数ある場合でも同委員会で取り上げることが可能。

日マレーシアEPAの例

※相手国・地域によって内容が異なる場合あり。



Ⅲ.2. メキシコ、マレーシアにおける成果

日メキシコEPAビジネス環境整備委員会

開催実績：2005年4月、2006年5月、2007年5月

主な出席者

日本政府（外務省、経済産業省、在メキシコ日本大使館）、JETROメキシコ・センター、日本経団連（日墨経済委員会）、メキシコ日本人商工会議所、日系マキトラ協会の協会、メキシコ政府（経済省）等

日本側からの主な要望

- 治安の向上
 - ・ 商品輸送の盗難対策、市内安全対策。
 - 【成果】治安省とのホットライン設置等により被害減少。
- 模倣品対策・基準認証
 - ・ 模倣品等への取り締まり、基準認証分野の迅速化。
 - 【成果】工業所有権庁（IMPI）とのホットラインを設置。
- 観光関係の環境整備
 - ・ 日本語案内など観光インフラの整備。
 - 【成果】日本語の旅行者用税関申告カードを導入。
- 通関・税務手続改善
 - 【成果】中央関税とのホットライン設置。通関手続の改正に際して日本企業に配慮。
- インフラ整備

相手国側からの主な要望

- 農産物品の輸入に係る手続の改善
- 中小企業支援
- 直行航空便の就航

注)2006年11月よりアエロメヒコ航空が成田ーメキシコシティ間に直行便就航。

日マレーシアEPAビジネス環境整備小委員会

開催実績：2007年3月、10月

主な出席者

日本政府（外務省、経済産業省、在マレーシア日本大使館）、JETROクアラルンプール・センター、マレーシア日本人商工会議所、日本マレーシア経済協議会、マレーシア政府（国際貿易産業省）等

日本側からの主な要望

- 電力品質の向上
 - ・ 瞬時電力低下（瞬低）の発生により、高付加価値製品の生産に深刻な影響。
 - 【成果】インフラ整備費として予算を計上。
- ガス供給不足の改善
 - ・ マレーシア国内の天然ガス生産能力の限界等の理由により、都市ガス会社が新規の供給契約締結を見合わせ。
 - 【成果】問題解決に向けて馬政府内部で検討を開始。
- 治安の向上（トラックハイジャック対策）
 - ・ 日系物流業者のトラックを狙った強奪事件が増加。
 - 【成果】パトロールの強化、監視カメラの設置等取締を強化。
- 模倣品対策

相手国側からの主な要望

- 工業規格に関する情報提供
 - ・ JIS規格は言語的な問題等により製品輸出の障壁。
- EPAの履行
 - ・ 原産地規則等の確認

IV. 結論

- 我が国は投資で稼ぐ時代になり、海外投資の保護・円滑化が重要
そのため、政府として戦略的に投資協定交渉を促進中
- 他方、投資協定への対応は積極化／消極化の二極化の傾向
- 我が国は投資協定の推進と平行して、ビジネス環境整備委員会の
取り組みを加速化
- 投資保護スキームの持続可能性維持のためには、政策のベスト
ミックスにより、投資先国との間でWin-Winの関係を築くことが重要